

労災診療費請求書等の提出先について

1 労災指定病院・診療所・訪問看護ステーション

埼玉県内の指定医療機関（病院・診療所・訪問看護ステーション）からの労災診療費請求書・内訳書等提出先は、被災労働者の所属事業場を管轄する労働基準監督署の所在地にかかわらず下記のとおりとなりますのでご注意ください。

〒330-6016

さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階

埼玉労働局労働基準部労災補償課 診療費担当部門

電話：048-826-6717 FAX：048-600-6249

2 労災指定薬局

埼玉県内の指定薬局からの労災薬剤費請求書・内訳書等提出先は、被災労働者の所属事業場を管轄する労働基準監督署の所在地にかかわらず下記のとおりとなりますのでご注意ください。

〒330-6016

さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階

埼玉労働局労働基準部労災補償課

電話：048-600-6207 FAX：048-600-6227

※ なお、駐車スペースはありませんので、ご持参の場合は公共交通機関をご利用ください。